

◎海洋法に関する国際連合条約

(略称) 国連海洋法条約

昭和五十七年十二月	十日	モンテゴ・ベイで作成
平成	六年十一月	十六日 効力発生
昭和五十八年	二月	七日 署名
平成	八年	六月 七日 国会承認
平成	八年	六月 十八日 批准の閣議決定
平成	八年	六月 二十日 批准書寄託
平成	八年	七月 十二日 公布及び告示
(条約第六号及び外務省告示第三〇九号)		
平成	八年	七月 二十日 我が国について効力発生

目次

ページ

前文	一〇八一
第一部 序	一〇八一
第一節 一 条 用語及び適用範囲	一〇八二
第二部 領海及び接続水域	一〇八三
第一節 総則	一〇八三
第二節 二 条 領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下の法的地位	一〇八三
第三節 領海の限界	一〇八三
第三 条 領海の幅	一〇八三

第四	条	領海の外側の限界	一〇八三
第五	条	通常の基線	一〇八三
第六	条	礁	一〇八三
第七	条	直線基線	一〇八四
第八	条	内水	一〇八四
第九	条	河口	一〇八四
第十	条	湾	一〇八五
第十一	条	港	一〇八五
第十二	条	停泊地	一〇八五
第十三	条	低潮高地	一〇八五
第十四	条	基線を決定する方法の組合せ	一〇八六
第十五	条	向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における領海の境界画定	一〇八六
第十六	条	海図及び地理学的経緯度の表	一〇八六
第三節 領海における無害通航			
A すべての船舶に適用される規則			
第十七	条	無害通航権	一〇八六
第十八	条	通航の意味	一〇八七
第十九	条	無害通航の意味	一〇八七
第二十	条	潜水船その他の水中航行機器	一〇八八
第二十一	条	無害通航に係る沿岸国の法令	一〇八八
第二十二	条	領海における航路帯及び分離通航帯	一〇八九
第二十三	条	外国の原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶	一〇八九
第二十四	条	沿岸国の義務	一〇八九
第二十五	条	沿岸国の保護権	一〇九〇
第二十六	条	外国船舶に対して課し得る課徴金	一〇九〇

B 商船及び商業的目的のために運航する政府船舶に適用される規則	一〇九〇
第二十七条 外国船舶内における刑事裁判権	一〇九〇
第二十八条 外国船舶に関する民事裁判権	一〇九一
C 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に適用される規則	一〇九一
第二十九条 軍艦の定義	一〇九一
第三十条 軍艦による沿岸国の法令の違反	一〇九二
第三十一条 軍艦又は非商業的目的のために運航するその他の政府船舶がもたらした損害についての旗国の責任	一〇九二
第三十二条 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除	一〇九二
第四節 接続水域	一〇九二
第三十三条 接続水域	一〇九二
第三部 国際航行に使用されている海峡	一〇九二
第一節 総則	一〇九三
第三十四条 国際航行に使用されている海峡を構成する水域の法的地位	一〇九三
第三十五条 この部の規定の適用範囲	一〇九三
第三十六条 国際航行に使用されている海峡内の公海又は排他的経済水域の航路	一〇九三
第二節 通過通航	一〇九三
第三十七条 この節の規定の適用範囲	一〇九三
第三十八条 通過通航権	一〇九四
第三十九条 通過通航中の船舶及び航空機の義務	一〇九四
第四十条 調査活動及び測量活動	一〇九五
第四十一条 国際航行に使用されている海峡における航路帯及び分離通航帯	一〇九五
第四十二条 通過通航に係る海峡沿岸国の法令	一〇九六
第四十三条 航行及び安全のための援助施設及び他の改善措置並びに汚染の防止、軽減及び規制	一〇九六
第四十四条 海峡沿岸国の義務	一〇九六
第三節 無害通航	一〇九七

第四十五条 無害通航……………一〇九七

第四部 群島国……………一〇九七

第四十六条 用語……………一〇九七

第四十七条 群島基線……………一〇九七

第四十八条 領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の幅の測定……………一〇九八

第四十九条 群島水域、群島水域の上空並びに群島水域の海底及びその下の法的地位……………一〇九八

第五十条 内水の境界画定……………一〇九九

第五十一条 既存の協定、伝統的な漁獲の権利及び既設の海底電線……………一〇九九

第五十二条 無害通航権……………一〇九九

第五十三条 群島航路帯通航権……………一〇九九

第五十四条 通航中の船舶及び航空機の義務、調査活動及び測量活動、群島国の義務並びに群島航路帯通航に関する群島国の法令……………一〇一〇

第五部 排他的経済水域……………一〇一〇

第五十五条 排他的経済水域の特別の法制度……………一〇一〇

第五十六条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務……………一〇一〇

第五十七条 排他的経済水域の幅……………一〇一一

第五十八条 排他的経済水域における他の国の権利及び義務……………一〇一一

第五十九条 排他的経済水域における権利及び管轄権の帰属に関する紛争の解決のための基礎……………一〇一二

第六十条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物……………一〇一二

第六十一条 生物資源の保存……………一〇一四

第六十二条 生物資源の利用……………一〇一四

第六十三条 二以上の沿岸国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源……………一〇一六

第六十四条 高度回遊性の種……………一〇一六

第六十五条 海産哺乳動物……………一〇一六

第六十六条 湖河性資源……………一〇一六

第六十七條	降河性の種	一一〇七
第六十八條	定着性の種族	一一〇八
第六十九條	内陸国の權利	一一〇八
第七十條	地理的不利国の權利	一一〇九
第七十一條	前二條の規定の不適用	一一一〇
第七十二條	權利の移転の制限	一一一〇
第七十三條	沿岸国の法令の執行	一一一〇
第七十四條	向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的經濟水域の境界画定	一一一一
第七十五條	海図及び地理学的經緯度の表	一一一一
第六部	大陸棚	一一一一
第七十六條	大陸棚の定義	一一一二
第七十七條	大陸棚に対する沿岸国の權利	一一一三
第七十八條	上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の權利及び自由	一一一三
第七十九條	大陸棚における海底電線及び海底パイプライン	一一一四
第八十條	大陸棚における人工島、施設及び構築物	一一一四
第八十一條	大陸棚における掘削	一一一四
第八十二條	二百海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出	一一一四
第八十三條	向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定	一一一五
第八十四條	海図及び地理学的經緯度の表	一一一五
第八十五條	トンネルの掘削	一一一六
第七部	公海	一一一六
第七節	総則	一一一六
第八十六條	この部の規定の適用	一一一六
第八十七條	公海の自由	一一一六

第八十八条	平和的利用のための公海の利用	一一六
第八十九条	公海に対する主権についての主張の無効	一一七
第九十条	航行の権利	一一七
第九十一条	船舶の国籍	一一七
第九十二条	船舶の地位	一一七
第九十三条	国際連合、その専門機関及び国際原子力機関の旗を掲げる船舶	一一七
第九十四条	旗国の義務	一一七
第九十五条	公海上の軍艦に与えられる免除	一一九
第九十六条	政府の非商業的役務にのみ使用される船舶に与えられる免除	一一九
第九十七条	衝突その他の航行上の事故に関する刑事裁判権	一一九
第九十八条	援助を与える義務	一一九
第九十九条	奴隷の運送の禁止	一二〇
第一百条	海賊行為の抑止のための協力の義務	一二〇
第一百一条	海賊行為の定義	一二〇
第一百二条	乗組員が反乱を起こした軍艦又は政府の船舶若しくは航空機による海賊行為	一二〇
第一百三条	海賊船舶又は海賊航空機の定義	一二一
第一百四条	海賊船舶又は海賊航空機の国籍の保持又は喪失	一二一
第一百五条	海賊船舶又は海賊航空機の拿捕	一二一
第一百六条	十分な根拠なしに拿捕が行われた場合の責任	一二一
第一百七条	海賊行為を理由とする拿捕を行うことが認められる船舶及び航空機	一二一
第一百八条	麻薬又は向精神薬の不正取引	一二二
第一百九条	公海からの許可を得ていない放送	一二二
第一百十条	臨検の権利	一二二
第一百一一条	追跡権	一二三
第一百二条	海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利	一二四
第一百三条	海底電線又は海底パイプラインの損壊	一二四

第百十四条	海底電線又は海底パイプラインの所有者による他の海底電線又は海底パイプラインの損壊……………	一一二五
第百十五条	海底電線又は海底パイプラインの損壊を避けるための損失に対する補償……………	一一二五
第二節	公海における生物資源の保存及び管理……………	一一二五
第百十六条	公海における漁獲の権利……………	一一二五
第百十七条	公海における生物資源の保存のための措置を自国民についてとる国の義務……………	一一二五
第百十八条	生物資源の保存及び管理における国の間の協力……………	一一二五
第百十九条	公海における生物資源の保存……………	一一二六
第百二十条	海産哺乳動物……………	一一二六
第八部	島の制度……………	一一二六
第百二十一条	島の制度……………	一一二六
第九部	閉鎖海又は半閉鎖海……………	一一二七
第百二十二条	定義……………	一一二七
第百二十三条	閉鎖海又は半閉鎖海に面した国の間の協力……………	一一二七
第十部	内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由……………	一一二七
第百二十四条	用語……………	一一二八
第百二十五条	海への出入りの権利及び通過の自由……………	一一二八
第百二十六条	最恵国条項の適用除外……………	一一二八
第百二十七条	関税、租税その他の課徴金……………	一一二九
第百二十八条	自由地帯及び他の通関上の便益……………	一一二九
第百二十九条	輸送手段の建設及び改善における協力……………	一一二九
第百三十条	通過運送における遅延又はその他の困難で技術的性質のものを回避し又は無くするための措置……………	一一二九
第百三十一条	海港における同等の待遇……………	一一二九
第百三十二条	通過のための一層大きい便益の供与……………	一一二九
第十一部	深海底……………	一一三〇

第一節 総則……………一三〇

第三百三十三条 用語……………一三〇

第三百三十四条 この部の規定の適用範囲……………一三〇

第三百三十五条 上部水域及び上空の法的地位……………一三〇

第二節 深海底を規律する原則……………一三〇

第三百三十六条 人類の共同の財産……………一三〇

第三百三十七条 深海底及びその資源の法的地位……………一三〇

第三百三十八条 深海底に関する国の一般的な行為……………一三一

第三百三十九条 遵守を確保する義務及び損害に対する責任……………一三一

第四百十条 人類の利益……………一三一

第四百十一条 専ら平和的目的のための深海底の利用……………一三一

第四百十二条 沿岸国の権利及び正当な利益……………一三一

第四百十三条 海洋の科学的調査……………一三二

第四百十四条 技術の移転……………一三三

第四百十五条 海洋環境の保護……………一三四

第四百十六条 人命の保護……………一三四

第四百十七条 深海底における活動と海洋環境における活動との調整……………一三四

第四百十八条 深海底における活動への開発途上国の参加……………一三五

第四百十九条 考古学上の物及び歴史的な物……………一三五

第三節 深海底の資源の開発……………一三五

第二百五十条 深海底における活動に関する方針……………一三五

第二百五十一条 生産政策……………一三六

第二百五十二条 機構による権限の行使及び任務の遂行……………一三九

第五百十三条 探査及び開発の制度……………一三九

第五百十四条 定期的な再検討……………一四〇

第五百十五条 再検討のための会議……………一四一

第四節 機構……………一四二

A 総則……………一四二

第一百五十六条 機構の設立……………一四二

第一百五十七条 機構の性質及び基本原則……………一四二

第一百五十八条 機構の機関……………一四三

B 総会……………一四三

第一百五十九条 構成、手続及び投票……………一四三

第一百六十条 権限及び任務……………一四四

C 理事会……………一四六

第一百六十一条 構成、手続及び投票……………一四六

第一百六十二条 権限及び任務……………一四八

第一百六十三条 理事会の機関……………一五一

第一百六十四条 経済計画委員会……………一五三

第一百六十五条 法律・技術委員会……………一五三

D 事務局……………一五五

第一百六十六条 事務局……………一五五

第一百六十七条 機構の職員……………一五五

第一百六十八条 事務局の国際的な性質……………一五六

第一百六十九条 国際機関及び非政府機関との協議及び協力……………一五六

E 事業体……………一五七

第一百七十条 事業体……………一五七

F 機構の財政制度……………一五七

第一百七十一条 機構の資金……………一五七

第一百七十二条 機構の年次予算……………一五八

第一百七十三条 機構の経費……………一五八

第一百七十四条 機構の借入れの権限……………一五八

第七百七十五条 年次会計検査……………一一五八

G 法的地位、特権及び免除……………一一五八

第七百七十六条 法的地位……………一一五九

第七百七十七条 特権及び免除……………一一五九

第七百七十八条 訴訟手続の免除……………一一五九

第七百七十九条 搜索及びあらゆる形式の押収の免除……………一一五九

第七百八十条 制限、規制、管理及びモロatoriumの免除……………一一五九

第七百八十一条 機構の文書及び公用の通信……………一一五九

第七百八十二条 機構に關係する特定の者の特権及び免除……………一一五九

第七百八十三条 租税及び関税の免除……………一一六〇

H 構成国としての権利及び特権の行使の停止……………一一六〇

第七百八十四条 投票権の行使の停止……………一一六〇

第七百八十五条 構成国としての権利及び特権の行使の停止……………一一六一

第五節 紛争の解決及び勧告的意見……………一一六一

第七百八十六条 国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部……………一一六一

第七百八十七条 海底紛争裁判部の管轄権……………一一六一

第七百八十八条 国際海洋法裁判所の特別裁判部、海底紛争裁判部臨時裁判部又は拘束力のある商事仲裁への紛争の付託……………一一六二

第七百八十九条 機構の決定についての管轄権の制限……………一一六三

第七百九十条 保証締約国の手続への参加及び出席……………一一六三

第七百九十一条 勧告的意見……………一一六三

第十二部 海洋環境の保護及び保全……………一一六三

第一節 総則……………一一六三

第七百九十二条 一般的義務……………一一六四

第七百九十三条 天然資源を開発する国の主権的権利……………一一六四

第七百九十四条 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置……………一一六四

第九十五条	損害若しくは危険を移転させ又は一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えない義務	一一六五
第九十六条	技術の利用又は外来種若しくは新種の導入	一一六五
第二節 世界的及び地域的な協力		一一六五
第九十七条	世界的又は地域的基礎における協力	一一六五
第九十八条	損害の危険が差し迫った場合又は損害が実際に生じた場合の通報	一一六五
第九十九条	汚染に対する緊急時の計画	一一六六
第一百条	研究、調査の計画並びに情報及びデータの交換	一一六六
第二百一条	規則のための科学的基準	一一六六
第三節 技術援助		一一六六
第二百二条	開発途上国に対する科学及び技術の分野における援助	一一六六
第二百三条	開発途上国に対する優先的待遇	一一六七
第四節 監視及び環境評価		一一六七
第二百四条	汚染の危険又は影響の監視	一一六七
第二百五条	報告の公表	一一六七
第二百六条	活動による潜在的な影響の評価	一一六七
第五節 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための国際的規則及び国内法		一一六八
第二百七条	陸にある発生源からの汚染	一一六八
第二百八条	国の管轄の下で行う海底における活動からの汚染	一一六八
第二百九条	深海底における活動からの汚染	一一六九
第二百十條	投棄による汚染	一一六九
第二百十一条	船舶からの汚染	一一六九
第二百十二条	大気からの又は大気を通ずる汚染	一一七一
第六節 執行		一一七二
第二百十三条	陸にある発生源からの汚染に関する執行	一一七二
第二百十四条	海底における活動からの汚染に関する執行	一一七二
第二百十五条	深海底における活動からの汚染に関する執行	一一七二

第二百十六条 投棄による汚染に関する執行…………… 一一七二

第二百十七条 旗国による執行…………… 一一七三

第二百十八条 寄港国による執行…………… 一一七四

第二百十九条 汚染を回避するための船舶の堪航性に関する措置…………… 一一七五

第二百二十条 沿岸国による執行…………… 一一七五

第二百二十一条 海難から生ずる汚染を回避するための措置…………… 一一七六

第二百二十二条 大気からの又は大気を通ずる汚染に関する執行…………… 一一七六

第七節 保障措置…………… 一一七七

第二百二十三条 手続を容易にするための措置…………… 一一七七

第二百二十四条 執行の権限の行使…………… 一一七七

第二百二十五条 執行の権限の行使に当たり悪影響を回避する義務…………… 一一七七

第二百二十六条 外国船舶の調査…………… 一一七七

第二百二十七条 外国船舶に対する無差別…………… 一一七八

第二百二十八条 手続の停止及び手続の開始の制限…………… 一一七八

第二百二十九条 民事上の手続の開始…………… 一一七九

第二百三十条 金銭罰及び被告人の認められている権利の尊重…………… 一一七九

第二百三十一条 旗国その他の関係国に対する通報…………… 一一七九

第二百三十二条 執行措置から生ずる国の責任…………… 一一七九

第二百三十三条 国際航行に使用される海峡に関する保障措置…………… 一一八〇

第八節 氷に覆われた水域…………… 一一八〇

第二百三十四条 氷に覆われた水域…………… 一一八〇

第九節 責任…………… 一一八〇

第二百三十五条 責任…………… 一一八〇

第十節 主権免除…………… 一一八一

第二百三十六条 主権免除…………… 一一八一

第十一節 海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務…………… 一一八一

第二百三十七條	海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務	一一八一
第十三部	海洋の科学的調査	一一八一

第一節	総則	一一八一
-----	----	------

第二百三十八條	海洋の科学的調査を実施する権利	一一八一
---------	-----------------	------

第二百三十九條	海洋の科学的調査の促進	一一八一
---------	-------------	------

第二百四十條	海洋の科学的調査の実施のための一般原則	一一八一
--------	---------------------	------

第二百四十一條	権利の主張の法的根拠としての海洋の科学的調査の活動の否認	一一八一
---------	------------------------------	------

第二節	国際協力	一一八一
-----	------	------

第二百四十二條	国際協力の促進	一一八一
---------	---------	------

第二百四十三條	好ましい条件の創出	一一八三
---------	-----------	------

第二百四十四條	情報及び知識の公表及び頒布	一一八三
---------	---------------	------

第三節	海洋の科学的調査の実施及び促進	一一八三
-----	-----------------	------

第二百四十五條	領海における海洋の科学的調査	一一八三
---------	----------------	------

第二百四十六條	排他的經濟水域及び大陸棚における海洋の科学的調査	一一八三
---------	--------------------------	------

第二百四十七條	国際機関により又は国際機関の主導により実施される海洋の科学的調査の計画	一一八四
---------	-------------------------------------	------

第二百四十八條	沿岸国に対し情報を提供する義務	一一八五
---------	-----------------	------

第二百四十九條	一定の条件を遵守する義務	一一八五
---------	--------------	------

第二百五十條	海洋の科学的調査の計画に関する通報	一一八六
--------	-------------------	------

第二百五十一條	一般的な基準及び指針	一一八六
---------	------------	------

第二百五十二條	黙示の同意	一一八六
---------	-------	------

第二百五十三條	海洋の科学的調査の活動の停止又は終了	一一八七
---------	--------------------	------

第二百五十四條	沿岸国に隣接する内陸国及び地理的不利国の権利	一一八七
---------	------------------------	------

第二百五十五條	海洋の科学的調査を容易にし及び調査船を援助するための措置	一一八八
---------	------------------------------	------

第二百五十六條	深海底における海洋の科学的調査	一一八八
---------	-----------------	------

第二百五十七條	排他的經濟水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査	一一八八
---------	--	------

第四節	海洋環境における科学的調査のための施設又は機材	一一八八
-----	-------------------------	------

第二百五十八条	設置及び利用	一一八九
第二百五十九条	法的地位	一一八九
第二百六十条	安全水域	一一八九
第二百六十一条	航路を妨げてはならない義務	一一八九
第二百六十二条	識別標識及び注意を喚起するための信号	一一八九
第五節	責任	一一八九
第二百六十三条	責任	一一八九
第六節	紛争の解決及び暫定措置	一一九〇
第二百六十四条	紛争の解決	一一九〇
第二百六十五条	暫定措置	一一九〇
第十四部	海洋技術の発展及び移転	一一九〇
第一節	総則	一一九〇
第二百六十六条	海洋技術の発展及び移転の促進	一一九〇
第二百六十七条	正当な利益の保護	一一九一
第二百六十八条	基本的な目的	一一九一
第二百六十九条	基本的な目的を達成するための措置	一一九一
第二節	国際協力	一一九二
第二百七十条	国際協力の方法及び手段	一一九二
第二百七十一条	指針及び基準	一一九二
第二百七十二条	国際的な計画の調整	一一九二
第二百七十三条	国際機関及び機構との協力	一一九二
第二百七十四条	機構の目的	一一九二
第三節	海洋科学及び海洋技術に関する国及び地域のセンター	一一九三
第二百七十五条	国のセンターの設置	一一九三
第二百七十六条	地域のセンターの設置	一一九三
第二百七十七条	地域のセンターの任務	一一九四

第四節 国際機関の間の協力	一九四
第二百七十八條 国際機関の間の協力	一九四
第十五部 紛争の解決	一九四
第一節 総則	一九五
第二百七十九條 平和的手段によつて紛争を解決する義務	一九五
第二百八十條 紛争当事者が選択する平和的手段による紛争の解決	一九五
第二百八十一條 紛争当事者によつて解決が得られない場合の手續	一九五
第二百八十二條 一般的な、地域的な又は二国間の協定に基づく義務	一九五
第二百八十三條 意見を交換する義務	一九五
第二百八十四條 調停	一九六
第二百八十五條 第十一部の規定によつて付託される紛争についてのこの節の規定の適用	一九六
第二節 拘束力を有する決定を伴う義務的の手續	一九六
第二百八十六條 この節の規定に基づく手續の適用	一九六
第二百八十七條 手續の選択	一九六
第二百八十八條 管轄權	一九七
第二百八十九條 専門家	一九八
第二百九十條 暫定措置	一九八
第二百九十一條 手續の開放	一九九
第二百九十二條 船舶及び乗組員の速やかな釈放	一九九
第二百九十三條 適用のある法	一九九
第二百九十四條 先決的の手續	一九九
第二百九十五條 国内的な救済措置を尽くすこと	二〇〇
第二百九十六條 裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力	二〇〇
第三節 第二節の規定に係る制限及び除外	二〇〇
第二百九十七條 第二節の規定の適用の制限	二〇〇
第二百九十八條 第二節の規定の適用からの選択的除外	二〇二

第二百九十九条	紛争当事者が手続について合意する権利	一一〇三
第十六部 一般規定		一一〇四
第三百条	信義誠実及び権利の濫用	一一〇四
第三百一条	海洋の平和的利用	一一〇四
第三百二条	情報の開示	一一〇四
第三百三条	海洋において発見された考古学上の物及び歴史的な物	一一〇四
第三百四条	損害についての責任	一一〇四
第十七部 最終規定		一一〇五
第三百五条	署名	一一〇五
第三百六条	批准及び正式確認	一一〇五
第三百七条	加入	一一〇六
第三百八条	効力発生	一一〇六
第三百九条	留保及び除外	一一〇六
第三百十条	宣言及び声明	一一〇六
第三百十一条	他の条約及び国際協定との関係	一一〇六
第三百十二条	改正	一一〇七
第三百十三条	簡易な手続による改正	一一〇七
第三百十四条	深海底における活動のみに関する規定の改正	一一〇八
第三百十五条	改正の署名及び批准、改正への加入並びに改正の正文	一一〇八
第三百十六条	改正の効力発生	一一〇八
第三百十七条	廃棄	一一〇九
第三百十八条	附属書の地位	一一〇九
第三百十九条	寄託者	一一〇〇
第三百二十条	正文	一一〇〇
末 文		一一〇〇
附属書 I 高度回遊性の種		一一〇二

附属書Ⅱ 大陸棚の限界に関する委員会……………一〇二二

第一条 委員会の設置……………一〇二三

第二条 構成及び選挙……………一〇二三

第三条 任務……………一〇二三

第四条 大陸棚の外側の限界を二百海里を超えて設定する場合の手續……………一〇二四

第五条 小委員会……………一〇二四

第六条 勧告の手續……………一〇二四

第七条 大陸棚の外側の限界の設定……………一〇二四

第八条 勧告についての意見の相違……………一〇二四

第九条 境界画定との関係……………一〇二五

附属書Ⅲ 概要調査、探査及び開発の基本的な条件……………一〇二五

第一条 鉱物に対する権利……………一〇二五

第二条 概要調査……………一〇二五

第三条 探査及び開発……………一〇二六

第四条 申請者の資格……………一〇二六

第五条 技術の移転……………一〇二七

第六条 業務計画の承認……………一〇二九

第七条 生産認可の申請者の選定……………一〇三一

第八条 鉱区の留保……………一〇三二

第九条 留保鉱区における活動……………一〇三二

第十条 申請者間の優先権……………一〇三三

第十一条 共同取決め……………一〇三三

第十二条 事業者が行う活動……………一〇三三

第十三条 契約の財政的条件……………一〇三三

第十四条 データの送付……………一〇三三

第十五条 訓練計画……………一〇三三

第十六条	探査及び開発の排他的権利	一一三二一
第十七条	機構の規則及び手続	一一三三一
第十八条	違約罰	一一三三四
第十九条	契約の改定	一一三五五
第二十条	権利及び義務の移転	一一三五五
第二十一条	適用のある法	一一三五五
第二十二条	責任	一一三六六
附屬書Ⅳ 事業体規程		
第一条	目的	一一三六六
第二条	機構との関係	一一三六六
第三条	責任の限度	一一三七七
第四条	構成	一一三七七
第五条	総務会	一一三七七
第六条	総務会の権限及び任務	一一三八八
第七条	事業体の事務局長及び職員	一一三九九
第八条	所在地	一一三九九
第九条	報告及び会計報告	一一四〇〇
第十条	純収入の配分	一一四〇〇
第十一条	財政	一一四〇〇
第十二条	業務	一一四〇三
第十三条	法的地位、特権及び免除	一一四〇四
附屬書Ⅴ 調停		
第一節 条約第十五部第一節の規定による調停手続		
第一条	手続の開始	一一四五五
第二条	調停人の名簿	一一四五五
第三条	調停委員会の構成	一一四五六

第四 条	手続	一一四七
第五 条	友好的な解決	一一四七
第六 条	調停委員会の任務	一一四七
第七 条	報告	一一四七
第八 条	終了	一一四七
第九 条	報酬及び経費	一一四八
第十 条	紛争当事者が手続を修正する権利	一一四八
第二節	条約第十五部第三節の規定に基づいて行われる調停手続への義務的付託	一一四八
第十一 条	手続の開始	一一四八
第十二 条	回答を行わないこと又は調停に従わないこと	一一四八
第十三 条	権限	一一四八
第十四 条	第一節の規定の適用	一一四八
附屬書VI	国際海洋法裁判所規程	一一四九
第一 条	総則	一一四九
第一節	裁判所の組織	一一四九
第二 条	構成	一一四九
第三 条	裁判官の地位	一一四九
第四 条	指名及び選挙	一一四九
第五 条	裁判官の任期	一一五〇
第六 条	空席	一一五〇
第七 条	両立しない活動	一一五一
第八 条	特定の事件への裁判官の関与に関する条件	一一五一
第九 条	必要な条件を満たさなくなった場合の結果	一一五一
第十 条	特権及び免除	一一五一
第十一 条	裁判官の厳粛な宣誓	一一五一
第十二 条	裁判所長、裁判所次長及び裁判所書記	一一五二

第十三条	定足数	一一五二
第十四条	海底紛争裁判部	一一五二
第十五条	特別裁判部	一一五二
第十六条	裁判所の規則	一一五三
第十七条	裁判官の国籍	一一五三
第十八条	裁判官の報酬	一一五三
第十九条	裁判所の費用	一一五四
第二節	権限	一一五四
第二十条	裁判所の開放	一一五四
第二十一条	管轄権	一一五四
第二十二条	他の条約に係る紛争の付託	一一五五
第二十三条	適用のある法	一一五五
第三節	手続	一一五五
第二十四条	手続の開始	一一五五
第二十五条	暫定措置	一一五五
第二十六条	審理	一一五五
第二十七条	手続の進行	一一五六
第二十八条	欠席	一一五六
第二十九条	決定のための多数	一一五六
第三十条	判決	一一五六
第三十一条	参加の要請	一一五六
第三十二条	解釈及び適用が問題となる場合に手続に参加する権利	一一五七
第三十三条	裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力	一一五七
第三十四条	費用	一一五七
第四節	海底紛争裁判部	一一五七
第三十五条	構成	一一五七

第三十六条	臨時裁判部	一一五八
第三十七条	海底紛争裁判部の開放	一一五八
第三十八条	適用のある法	一一五八
第三十九条	海底紛争裁判部の裁判の執行	一一五九
第四十条	この附属書の他の節の規定の適用	一一五九
第五節	改正	一一五九
第四十一条	改正	一一五九
附属書Ⅶ	仲裁	一一六〇
第一条	手続の開始	一一六〇
第二条	仲裁人の名簿	一一六〇
第三条	仲裁裁判所の構成	一一六〇
第四条	仲裁裁判所の任務	一一六一
第五条	手続	一一六一
第六条	紛争当事者の義務	一一六一
第七条	費用	一一六一
第八条	決定に必要とされる多数	一一六一
第九条	欠席	一一六一
第十条	仲裁判断	一一六二
第十一条	仲裁判断が最終的なものであること	一一六三
第十二条	仲裁判断の解釈又は履行	一一六三
第十三条	締約国以外の主体への適用	一一六三
附属書Ⅷ	特別仲裁	一一六四
第一条	手続の開始	一一六四
第二条	専門家の名簿	一一六四
第三条	特別仲裁裁判所の構成	一一六四
第四条	総則	一一六六

第五 条	事実の認定	一二六六
附屬書 IX	国際機関による参加	一二六七
第一 条	用語	一二六七
第二 条	署名	一二六七
第三 条	正式確認及び加入	一二六七
第四 条	参加の範囲並びに権利及び義務	一二六七
第五 条	宣言、通報及び情報の送付	一二六八
第六 条	責任	一二六八
第七 条	紛争の解決	一二六九
第八 条	条約第十七部の規定の適用	一二六九